

**甲府地区広域行政事務組合
地球温暖化対策実行計画
(第1次事務事業編)**

平成28年12月

目 次

1. はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2. 目 的	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3. 計画期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
4. 対象範囲	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
5. 対象とする温室効果ガス	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
6. 計画目標	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
7. 取組み内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
8. 推進と評価	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
9. その他	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4

1. はじめに

地球温暖化は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが、その大気中の濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象であり、急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響と日常生活に甚大な被害を及ぼす可能性が指摘されている。

平成9年12月に開催された「地球温暖化防止京都大会（COP3）」において、「京都議定書」が採択されたことから、わが国では、平成10年10月、地球温暖化対策の推進に関する法律を制定、平成11年4月から施行し、地球温暖化対策に関する基本指針として、国、地方公共団体、事業者、国民の取り組みに係る基本的事項を明らかにするとともに、地方公共団体の事務、事業に関する実行計画の内容について定め、計画の策定及び計画に基づく措置の実施状況の公表を義務付けている。

当組合では、これらのことを受けて、温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的・効果的に推進するため、平成32年度を目標とした「甲府地区広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画（第1次事務事業編）」を策定するものである。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項（抜粋）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 目 的

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、当組合における事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量の抑制を図るため、庁内の省エネ・廃棄物の減量化などに係る取り組みを総合的かつ計画的に実施することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3. 計画期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日（平成29年度から平成32年度）までの4年間を計画期間とする。

4. 対象範囲

当組合の全施設に係る事務及び事業を対象とする。

5. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象とし、取組みを推進する。

6. 計画目標

平成32年度に向けた国の温室効果ガス削減目標は、平成17年度比で3.8%減としている。

当組合においては、既に平成26年度に前年度対比で3.8%減（実績値）を行っているが、更なる地球温暖化対策の取組みを推進するため、平成26年度を基準年とし、平成29年度から平成32年度までに毎年度0.3%削減（平成25年度対比でトータル5%削減）を目標とする。

なお、総排出量の目標を定める上での基準年は、近年における実績値が最も低い平成26年度とする。

区分	平成25年度	平成26年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
抑制目標量	総排出量 671.8t-CO ₂	総排出量 646.0 t-CO ₂ 前年比 ▲3.8% (基準年)	総排出量 644.1 t-CO ₂ 平成26年度比 ▲0.3%	総排出量 642.2 t-CO ₂ 前年比 ▲0.3%	総排出量 640.3 t-CO ₂ 前年比 ▲0.3%	総排出量 638.4 t-CO ₂ 前年比 ▲0.3%

7. 取組み内容

職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であることから、次のとおり職員共通の取組み項目を設定する。

(1) 消費電力の削減

- ・蛍光灯及び電球の間引き
- ・使用していないエリア（事務室・廊下等）の消灯
- ・残業時の不要な照明の消灯
- ・ノー残業デーの徹底
- ・空調設備の適温設定（冷房28℃、暖房20℃）
- ・クールビズ及びウォームビズの奨励
- ・OA機器の節電機能の活用
- ・退庁時の電源OFF確認（空調、OA機器等）
- ・職員のエレベーター使用の自粛（消防本部庁舎）
- ・自動ドアの就業時間外の電源OFF（消防本部庁舎・中央消防署）

(2) 消費燃料の削減

- ・車両更新時における低燃費・低公害車の導入
- ・不要なアイドリング、急発進・急加速、空ぶかしの抑止
- ・経済走行の励行（一般走行時は、一般道：40 k m～60 k m）
- ・車両の点検整備の適正実施

(3) 廃棄物等の排出削減

- ・分別収集の徹底
- ・グリーン購入の推進（環境に配慮した製品）
- ・両面コピーの励行
- ・使用済み用紙の再利用化
- ・輪転機使用の励行

8. 推進と評価

計画の適正な推進及び評価に資するため、次のとおり体制整備を行う。

(1) 地球温暖化防止対策の推進体制

ア 事務局については、事務局長が事務局次長を管理責任者に定め、消防本部については、消防長が、本部にあっては、総務課長を、署にあっては、署長を管理責任者に定め、本計画の削減目標達成のために職員を指揮監督し、温室効果ガスの抑制を図る。

イ 職員は、管理責任者の指示に従い、取り組み内容を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）に努めるものとする。

(2) 点検及び評価について

ア 事務局長及び消防長は、計画期間の4年間における取り組み状況を把握するため、年1回、その進捗状況を点検するものとする。

イ 管理責任者は、所管の取り組みを総括するとともに、所管のエネルギー使用量を、別添、環境省が公表する「かんたん算定シート」に入力し、年1回事務局長及び消防長に報告するものとする。

ウ 消防長は、消防本部全体の取り組みを総括すると共に、エネルギー使用量を集計し、事務局長に提出する。

エ 事務局長は、点検及び評価の結果、計画の達成上及び目標の進捗状況において、特に必要があると認めた場合は、計画内容を見直し、必要に応じて計画を変更するものとする。

(3) 公表について

事務局長は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、毎年1回、計画の策定、変更及び計画の実施状況について公表する。

9. その他

この計画は、平成29年4月1日から実施する。